

入札公告

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び大崎市病院事業契約事務規程（平成30年病院管理規程第13号）第7条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月22日

大崎市病院事業管理者 並木 健二

1 入札に付する事項

- (1) 契約番号 2026000007
- (2) 契約名 特殊排水処理設備（検査系・感染系）保守業務
- (3) 履行場所 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号
- (4) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日
- (5) 概要等
業務内容
ア 設備の総合的な運転状況の確認
イ 報告書作成
- (6) 支払条件 前払金なし
- (7) 最低制限価格 設定あり
- (8) 入札方法 条件付き一般競争入札（事後審査型）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、入札期日（開札日）において、次の要件を全て満たしていること。

区分	要件
登録業種制限	令和7・8年度大崎市競争入札参加業者登録簿において、次の区分、業種及び部門に登録されていること。 ・業務区分：管理業務，業種：施設等の保守管理，部門：浄化槽
地域制限	大崎市内に本社（店）又は受任機関を有していること。

3 担当課

区分	担当課	電話番号等	所在地
入札担当課	経営管理部 経営企画課契約係	電話：0229-23-3311 (内線 3708) F A X：0229-23-5380 Mail:keiyaku@h-osaki.jp	〒989-6183 大崎市古川穂波三丁目 8 番 1 号
発注担当課	経営管理部 総務課		

4 入札日程等

手続等	期間・期日・期限※1	場所等
仕様書等の閲覧	令和8年1月22日(木) 午前9時から 令和8年2月5日(木) 午後4時まで	大崎市古川穂波三丁目8番1号 経営管理部経営企画課契約係, 大崎市病院事業ウェブサイト 及び入札情報システム
質問の受付	令和8年1月22日(木) 午前9時から 令和8年1月30日(金) 午後4時まで	大崎市古川穂波三丁目8番1号 経営管理部経営企画課契約係
質問の回答	令和8年2月3日(火) 午後4時までに回答	大崎市古川穂波三丁目8番1号 経営管理部経営企画課契約係 及び大崎市病院事業ウェブサイト
入札書の提出	令和8年2月6日(金) 午後5時まで <u>(配達証明付郵便又は電子入札システムにより, 期日までに到着したもののみを有効とする。)</u>	郵送先〒989-6183 大崎市古川穂波三丁目8番1号 経営管理部経営企画課契約係 又は電子入札システム
開札	令和8年2月10日(火)	大崎市民病院3階会議室

	午前9時00分から	
再度入札書の提出	令和8年2月16日（月） 午後5時まで <u>（配達証明付郵便又は電子入札システムにより，期日までに到着したもののみを有効とする。）※2</u>	郵送先〒989-6183 大崎市古川穂波三丁目8番1号 経営管理部経営企画課契約係 又は電子入札システム
再度入札の開札	令和8年2月17日（火） 午前9時00分から	
入札結果の公表	落札決定後に公表	大崎市古川穂波三丁目8番1号 経営管理部経営企画課契約係， 大崎市病院事業ウェブサイト 及び入札情報システム

※ 上記の期間等には，土曜日，日曜日，国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び大崎市病院事業契約事務規程第7条第3項に規定する日（以下，休日等という。）を含まない。

※2 再度入札の提出方法は初度の入札と同様とする。（初度の入札が配達証明付郵便での提出の場合は，再度入札も配達証明付郵便での提出。）

5 入札参加資格の確認に関する事項

（1）入札参加資格の確認は，開札後に行うため，落札候補者に指定された入札者は，次に掲げる書類を開札の日から起算して2日以内（休日等を除く。）に入札担当課に提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書 1部

イ 令和7・8年度大崎市競争入札参加業者登録通知書の写し（登録申請済みで，登録書が交付されていない場合は，申請受付票等の写し） 1部

ウ 委任状（業者登録が本社（店）の場合は，代表者以外の者，受任機関の場合は，受注者以外の者が上記の書類を提出する場合） 1部

エ その他入札執行者が入札参加資格確認のため必要と認めた書類

（2）（1）において，落札候補者の適格を確認し，落札者を決定したときは，他の入札者に対する入札参加資格の確認を行わない。

(3)(1)において、落札候補者の不適格を確認したときは、当該落札候補者を失格とし、当該失格者の次に最低の価格（予定価格等の制限の範囲内のものに限る。）で入札した者を落札候補者として指定し、入札参加資格の確認を行う。なお、この確認は、適格者が確認できるまで順次行う。

6 その他の事項

(1) 契約書作成の可否等

契約書の作成を要する。

※ 様式については、大崎市病院事業ウェブサイトの入札・契約ページを確認すること。

(<http://www.h-osaki.jp/nyusatu/nyusatu.php>)

入札・契約＞入札・契約制度＞入札・契約関係様式

(2) 入札保証金に関する事項

免除する。

(3) 最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合

最低制限価格を設定する案件において、当該価格を下回る価格での入札があった場合には失格となる。（大崎市入札契約事務取扱要綱第15条第2項を必読のこと。）

(4) 契約保証金に関する事項

大崎市病院事業契約事務規程第38条、第39条及び第40条の規程による。詳細は、後記の「契約保証金の取扱いについて」を確認すること。

入札・契約＞入札・契約制度＞契約保証金の取扱いについて

(5) 入札手続きに関する事項

その他の事項については、条件付き一般競争入札共通事項に示すとおりとする。

以下令和7年4月1日付け大崎病経第003号「契約保証金の取扱いについて

(通知)」より該当箇所抜粋

契約保証金の取扱いについて

公共機関の契約においては、受注者の完全な履行の確保と万一の不履行の際に発注者が受ける損害のてん補を目的とし、原則として契約の際に受注者から契約保証金を徴収しなけれ

ばなりません。

1 運用の概要

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

契約保証金の運用については、契約書約款において次のように規定しています。

上記のうち、(3) 及び (4) による保証の場合は、契約期間中の現金での保証金預け入れがなく、低廉な保証料等の負担で済み、かつ、(4) の場合は、契約保証金の返還請求が発生せず取扱いが簡便です。

2 契約保証金の徴収範囲

- (1) 建設工事（契約金額が 200 万円以上のものに限る。）
- (2) 建設関連業務（契約金額が 100 万円以上のものに限る。）
- (3) 物品調達（契約金額が 150 万円以上のものに限る。賃貸借契約を除く。）
- (4) 管理業務（契約金額が 100 万円以上のものに限る。）

※ 当分の間、上記 (3) 及び (4) のうち、複数年度契約及び単価契約については、徴収対象外とします。また、今後も実績等の推移を見ながら、範囲の拡大を検討します。

3 その他

- (1) 契約保証金の額は、契約金額（消費税等の額を含む。）の 10 % 以上の額とします。
- (2) 履行保証保険契約等の保証料（保険料）については、発注者の積算において一般管理費等で見込んでいます。
- (3) 契約保証金に関する手続きの流れは、別紙に示すとおりです。
- (4) その他契約保証金に関する事項は、大崎市病院事業契約事務規程及び契約書約款に記

載していますので下記を参照願います。

大崎市民病院ウェブサイト>入札契約>[大崎市病院事業契約事務規程](#)及び[入札・契約関係様式](#)

【別紙】契約保証金に関する手続きの流れ

